

お知らせ

国民健康保険被保険者証が更新されます

問住民課

☎(57) 4136

8月1日に国民健康保険被保険者証と高齢受給者証(70歳以上の方)が更新されます。

有効期限は、令和2年7月31日までとなります。

被保険者証は世帯主宛に一枚送付されます。発送は7月下旬を予定しておりますが、月末になっても届かない場合は、問い合わせ先までご相談ください。

また、以下の表に当てはまる場合は、必ず14日以内に届出をお願いいたします。



国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
国保を止めるとき	他の市町村に転出するとき	被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の被保険者証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	町内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書、他市町村住民票、印鑑

栃木県運営適正化委員会からのお知らせ

問 栃木県運営適正化委員会

☎ 028(622)2941

☎ 028(622)2316

✉ asu.sw@dream.ocn.ne.jp

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草1-10-6

とちぎ福祉プラザ内

栃木県運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情や相談をお受けし、事業所への調査や話し合いによるあつせんを行う等、苦情の解決を図ります。

例えば、こんな時…

- ・ 約束したはずのサービスが受けられない。
- ・ 支援の仕方が乱暴だ。職員の言動に傷つけられた。
- ・ もう少しプライバシーを守ってほしい。

相談は電話や来所のほか、文書やメールでも受け付けています。

※詳細は問い合わせ先へ

相談時間

月曜日～金曜日(祝日・年末

年始は除く)

9時～16時

